

令和 8 年度松田町障害者就労施設等からの物品等の調達に関する方針

令和 8 年 4 月 1 日策定

1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針を定める。

2 用語の定義

この方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

この方針は、松田町の全ての執行機関を対象とする。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

この方針による調達の対象となる障害者就労施設等は、次の各号に定めるもののうち、物品等の調達が可能な施設等とする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）の規定に基づく事業所又は施設等

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所（A 型・B 型）

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活

介護を行うものに限る)

オ 地域活動支援センター

(2) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）の規定に基づく障害者を多数雇用している事業所

ア 障害者雇用促進法の規定に基づく特例子会社

イ 重度障害者多数雇用事業所で次の要件を全て満たすもの

① 障がい者の雇用数が5人以上

② 全従業員のうち障がい者の割合が20パーセント以上

③ 雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30パーセント以上

(3) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障がい者等

ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者（在宅就業障がい者）

イ 在宅就業障がい者に対する援助の業務を行う団体（在宅就業支援団体）

5 調達の対象となる物品等

この方針による調達の対象となる物品等は、障害者就労施設等が供給する物品又は役務とする。

6 調達目標

予算の適正な執行、契約における経済性、公正性及び競争性に留意しつつ、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努める。

7 調達の推進方法

(1) 障害者就労施設等から調達可能な物品等の情報を収集し、

庁内各部署に対し情報提供を行う。

- (2) 障害者就労施設等からの調達可能な物品等については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号及び松田町契約規則（昭和44年松田町規則第9号）第33条の2の規定を適切に活用し、障害者就労施設等からの優先調達を推進するものとする。

8 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 町は、調達方針を作成したときは、障害者優先調達推進法第9条第3項の規定に基づき、町ホームページ等により公表するものとする。
- (2) 町は、障害者優先調達推進法第9条第5項の規定に基づき、会計年度終了後、障害者就労施設等からの物品等の調達実績の概要を取りまとめ、町ホームページ等により公表するものとする。

9 その他

障がい者の経済的な自立の促進に寄与するため、町が直接発注する物品等に限らず、庁舎やイベント等における自主製品の販売の場の提供など、可能な範囲で障害者就労施設等からの物品等の調達拡大が図れるよう支援を行うものとする。